

第1章 総則**第1条〔趣旨〕**

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という)の定款第51条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

- ① 本協会に加盟または登録する団体(加盟チーム、ブロックバスケットボール協会、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、以下本章において「加盟・登録団体」という)および個人(選手、指導者等のチームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という)は、定款、本規程およびこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という)およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所(以下「CAS」という)および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という)の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBAおよびFIBA ASIAならびにCASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- ② 加盟・登録団体および選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびFIBAの許可なしには、本協会以外の他国の各国バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各国バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。
- ③ 加盟・登録団体および選手等は、FIBAまたはFIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
- ④ 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。
- ⑤ 加盟・登録団体および選手等は、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。
- ⑥ 加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。